

# 青森県報

第三千二百二十一号

平成二十二年

四月七日

( 水曜日 )

## 目 次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
右 同……………	(同)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	二
右 同……………	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………	(同)	二
生活保護法による施術者の指定……………	(同)	二
生活保護法による指定施術者の施術所の名称変更の届出……………	(同)	三
道路の区域の変更……………	(道路課)	三
道路の供用の開始……………	(同)	三
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………	(西北地域局)	四
公 告……………	(同)	四
特定漁港漁場整備事業計画変更の公表……………	(整備課)	四
選挙管理委員会……………	(同)	四
政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………	(事務局)	四
右 同……………	(同)	五
右 同……………	(同)	五

## 告 示

青森県告示第二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
メガ調剤薬局	弘前市大字高田四丁目一の一〇	平成三・九・〇
いずみ調剤薬局	十和田市西十二番町一の一〇	三・一・三
中山こどもクリニック	八戸市江陽一丁目一八の五	三・二・三
なかざわ整形外科リハビリテーションクリニック	八戸市湊高台二丁目二二の一	三・三・三
菜の花クリニック	上北郡横浜町字三保野一四五の一	三・三・六
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	"

青森県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人尚志会	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	訪問看護ステーション	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	平成三・五・三		

青森県告示第二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
一步デントタルクリニク サンタハウスクリニク アイン薬局八戸東店 なかよし調剤薬局 レモン薬局 メガ調剤薬局 医療法人中山こどもクリニク	弘前市大字早稲田一丁目一の四 弘前市大字大川字中桜川一九の一 八戸市大字田向字毘沙門前三の九 平川市小和森種取三〇の五 むつ市中央一丁目三の三五 弘前市大字高田四丁目二の一〇 八戸市江陽一丁目一八の五	平成三・二・二七 三・三・一 " " " " " " 三・一〇・一 三・一・一
こなかの歯科よしだ 兼田歯科クリニク ちよや歯科クリニク まえたい薬局 菜の花クリニク 野辺地調剤薬局 よこはま薬局	八戸市小中野四丁目八の二二 八戸市吹上三丁目三の五 下北郡大間町大字大間字大間平二八の二一 三沢市大字三沢字前平四七の二五七 上北郡横浜町字寺下八一の二 上北郡野辺地町字鳴沢丸の九 上北郡横浜町字寺下七五の一	三・三・一 三・三・一 三・二・一 三・三・一 " " " " " "

青森県告示第二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八一	訪問看護ステーション	十和田市稲生町一三の七	平成三・六・一

青森県告示第二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	十和田外科	十和田市穂並町一の五	平成三・二・一八
変更後	十和田外科内科		

青森県告示第二百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

より告示する。

平成二十二年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
板垣歯科医院	弘前市大字蔵主町二の七	平成三三・一

青森県告示第二百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
新山 詩織	十和田市西二番町九の二八	ふれあい心のサービス上北店	上北郡東北町上北北一丁目三四の一三	平成三三・一
小坂 如禅	八戸市高州二丁目二二の二二	小坂接骨院	八戸市高州二丁目二二の二二	三三・二一
小笠原 章雄	八戸市一番町一丁目二の三	小笠原整骨院	八戸市一番町一丁目二の三	三三・一一

青森県告示第二百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	米田 日出	十和田市大字深持字南一平一九四の	米田整骨院	十和田市大字深持字南平一九四の一	平成三三・七一
変更後	喜田 日出	同上	十和田整骨院	同上	同上

青森県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年五月六日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後				
1	国 道	二八〇号	東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山四六八の一九六から東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山九五の一まで			一一〇・三〇メートルから一二〇・四〇メートルまで	六〇・〇〇メートル	

青森県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年五月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 二八〇号	東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川一の三三〇から 東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山九三の二まで	平成三・四・七

青森県告示第二百六十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区 称	場 所
十三	十三漁業協 同組合
発起人の住所及び氏名	期 間
五所川原市十三五月女池二番地一 工藤 伍郎 五所川原市十三深津二四七番地 柳谷 榮 五所川原市十三通行道番外地 小倉 広起	平成二十二年 四月七日から 四月二十一日 まで

公 告

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、今別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び東青地域農林局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十号

平成十九年九月二十八日青森県選挙管理委員会告示第一百一号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十二年四月七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

イシヨンの項中	
406,378	409,798
44,000	44,000
362,378	365,798
125,650	125,650



(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭